【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（解散手続に関する規定の準用）

**第百二条の三十六**　第百条の二から第百条の十六まで及び第百条の十八から第百条の二十三までの規定は、自主規制法人について準用する。この場合において、第百条の三中「第百条第一項（第三号及び第五号を除く。）」とあるのは「第百二条の三十五（第四号を除く。）」と、第百条の四、第百条の六及び第百条の九中「第百条の十七第一項」とあるのは「第百二条の三十七第一項」と、第百条の五第二項中「第八十条第一項の免許の取消し」とあるのは「第百二条の十四の認可の取消し」と、第百条の六中「第百条の四」とあるのは「第百二条の三十六において準用する第百条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（解散手続に関する規定の準用）

第百二条の三十六　第百条の二から第百条の十六まで及び第百条の十八から第百条の二十三までの規定は、自主規制法人について準用する。この場合において、第百条の三中「第百条第一項（第三号及び第五号を除く。）」とあるのは「第百二条の三十五（第四号を除く。）」と、第百条の四、第百条の六及び第百条の九中「第百条の十七第一項」とあるのは「第百二条の三十七第一項」と、第百条の五第二項中「第八十条第一項の免許の取消し」とあるのは「第百二条の十四の認可の取消し」と、第百条の六中「第百条の四」とあるのは「第百二条の三十六において準用する第百条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（改正前）

（新設）